

いじめ防止基本方針

松本市立明善小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省 平成25年6月）

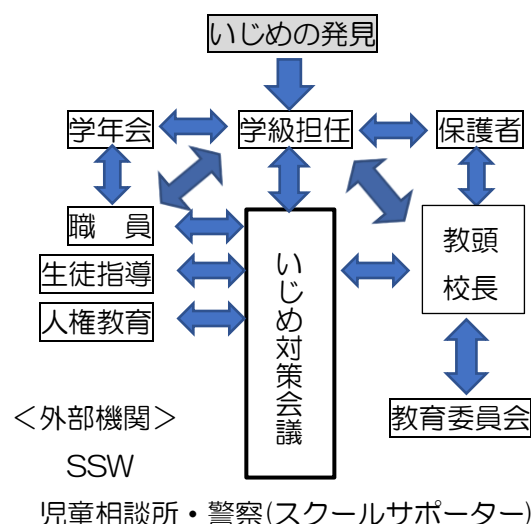
(2) いじめに対する教員の基本姿勢

- ・いじめは決して許されないことであり、またどの子どもにもどの学校にも起こりうるものである。
- ・学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要がある。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

<校内いじめ防止対策委員会>

教頭：全体統括・渉外
教務主任：日程調整検証など
生徒指導主任：個別のいじめ事案への対応・記録
学級担任：個別のいじめ事案への対応
養護教諭：相談窓口・いじめ事案への対応
学年主任：個別事案への対応・各学年の取り組み
※状況によっては SC や SSW を要請する。



- (1) いじめが起きたときは、迅速に事実の有無の確認を行う。担任のみで抱えることなく、学年職員やいじめ対策委員会の職員などと連携していじめられた児童の心身の安全・安定を第一に児童の気持ちに寄り添い、学校や家庭、その他の関係者が連携して支援・指導をし、いじめ問題の解決を目指す。
- (2) いじめた児童についても、健やかな成長を願い、いじめをした事実きちんと向き合い、相手の心情を理解できるような指導に努める。また、その背景を探り、いじめをくり返さないように相手を思いやる心情を育てていく。
- (3) いじめを受けた児童・保護者への支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめられた児童との関係修復を図り、その後も引き続き学校生活をあたたかく見守り、友だちや教職員など関係が築けるよう配慮する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

早期発見のために

- (1) 本人や保護者、周囲からの訴えや悩みをよく聞く。
- (2) 日記や日常会話、交友状況、表情や言動、学習や遊びへの取り組みの様子の中から感じ取る。
- (3) 担任以外の職員、養護教諭や専科職員、事務職員、支援員、業務支援員などからの聞き取り。
- (4) 児童と担任、職員が対話できる時間を設ける。
- (5) いじめの実態調査(市教委に報告する月に合わせて6、9、12、3月)を定期的に行い、見逃している事案がないか把握し、その解決に向けて速やかに対処する。
- (6) いじめの相談窓口
学級担任や学年職員、専科教員、養護教諭など児童が話したい職員に話せる雰囲気作りをする。
また、スクールカウンセラーも活用していく。

未然に防ぐために

- (1) 担任・学年会
 - ①児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していける学級づくりを進める。些細な子ども同士の人間関係や接し方に気を配り指導していく。トラブルがあった時には、早めに話を聞いて、対応する。また、学年会でも情報共有を図る。
 - ②教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図ると共に、体験活動を通して命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
 - ③情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないように継続的に指導する。
- (2) いじめに関する校内支援体制(学校運営委員会・支援会議を中心に行う)
 - ① 学校運営委員会
生徒指導に関することを常に取り上げていく。
 - ② 職員会議等
全職員が連携し合うために、職員会議等でも生徒指導に関することを取り上げていく。
支援会議で話し合われたことを共有し、全職員で対応していく。
- (3) その他
 - ① 保護者や地域、その他の関係者と連携を図りつつ、早期発見や迅速な対応に努めていく。
 - ② 児童センターや学童クラブ、放課後デイサービス、公民館などと情報交換をして子ども同士の関係性や児童理解を深める。